

ちょっと待って！その申請、本当に必要ですか？

資格確認書（またはマイナ保険証）があれば

限度額適用認定証等の準備は 不要です

限度額適用認定証等って何？

窓口での支払いが高額になる場合に、所得に応じた自己負担限度額までの支払いにするために医療機関等に提示する認定証のことです（「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します）。

なお、法令上、**マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）をお持ちの方には限度額適用認定証等を交付することはできません。**

限度額適用認定証等は必要ないの？

オンライン資格確認※が導入される以前は、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し限度額適用認定証等の準備が必要でした。

しかし、オンライン資格確認の導入率は約96%（令和7年6月現在）となり、ほぼすべての医療機関等で、オンライン資格確認による限度額情報の確認が可能となっています。

※ 医療機関等の窓口で資格確認書の記号番号、またはマイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）により、オンラインで資格確認をする仕組みです。

そのため、**限度額適用認定証等がなくても**
窓口での支払いを**自己負担限度額までとすることができます。**

医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには？

医療機関等の窓口で、資格確認書を提示して受診する際に限度額情報の利用を口頭で申し出る、または、マイナ保険証で受診しマイナンバーカードリーダーで本人認証をすることで、限度額適用認定証等の準備が不要となります。

資格確認書を提示して
「オンライン資格確認システムで限度額情報を利用してほしい」と申し出る



または



マイナ保険証を使用して
マイナンバーカードリーダーの画面で本人認証する

- ◇ オンライン資格確認が導入されていない医療機関等で自己負担限度額までの支払いにする場合は、限度額適用認定証等の提示が必要です。
- ◇ マイナンバーが中建国保に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがあります。
- ◇ 過去12カ月の入院日数が90日を超える非課税世帯の人が、入院時の食事療養費の減額を受ける場合は、別途申請手続きが必要です。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。

限度額適用認定証等の取扱いをもっと知ろう！

Q. そもそも、限度額適用認定証等の「限度額適用認定」って何のこと？

中建国保などの医療保険者は、法令により「被保険者による申請を要せず、高額療養費の算定に使用する自己負担限度額の適用区分の認定を行わなければならない」と定められています。

この適用区分は被保険者の所得水準等によって異なり、中建国保では情報連携を利用して取得した皆さんの所得情報により、毎年8月(年度途中の加入を除く)に適用区分を判定しています。

※ 未申告等により所得の判定ができないときは、一番高い所得での適用区分とみなされ、実際より窓口での支払い額が高額になる恐れがありますので、収入がない場合であっても必ず所得の申告をしてください。

Q. マイナ保険証なのに、医療機関で「限度額適用認定証を出して」と言われた・・・

医療機関が限度額適用認定証の取扱いを誤解しているものと思われます。

限度額適用認定証等は法令上、「マイナ保険証を保有している方には交付できない」と定められているうえに、マイナ保険証であればオンライン資格確認により限度額情報が自動的に提供されます。

そのため、限度額適用認定証等は必要ありません。

Q. 医療機関で「資格確認書だから限度額適用認定証を出して」と言われた・・・

医療機関が限度額適用認定証の取扱いを誤解しているものと思われます。

資格確認書であっても、マイナ保険証と同様にオンライン資格確認が可能であり、医療機関等の窓口で限度額情報の利用を申し出ることにより、限度額情報の確認が可能となります。

そのため、限度額適用認定証等は必要ありません。

Q. 資格確認書の場合は、限度額情報の利用を申し出ないといけないの？

限度額情報の利用を申し出ることにより、皆さんの不利益になるようなことはありません。

マイナ保険証で各種情報の提供に同意した場合とは異なり、過去の医療情報等は共有されず、窓口での支払いを抑えるために必要な限度額情報のみの利用となりますので、安心して利用を申し出てください。

それにより、限度額適用認定証等を申請する手間を省くことができます。

Q. オンライン資格確認ができない医療機関等を受診する場合は？

オンライン資格確認が導入されていない医療機関等を受診し、窓口での支払いを自己負担限度額までとする場合には、例外的に限度額適用認定証等が必要になります。

ただし、オンライン資格確認は約96%(令和7年6月現在)の医療機関等に導入されているため、実際に限度額適用認定証等が必要となることは非常にまれであるといえます。

他にもわからないことがあればお問い合わせください。